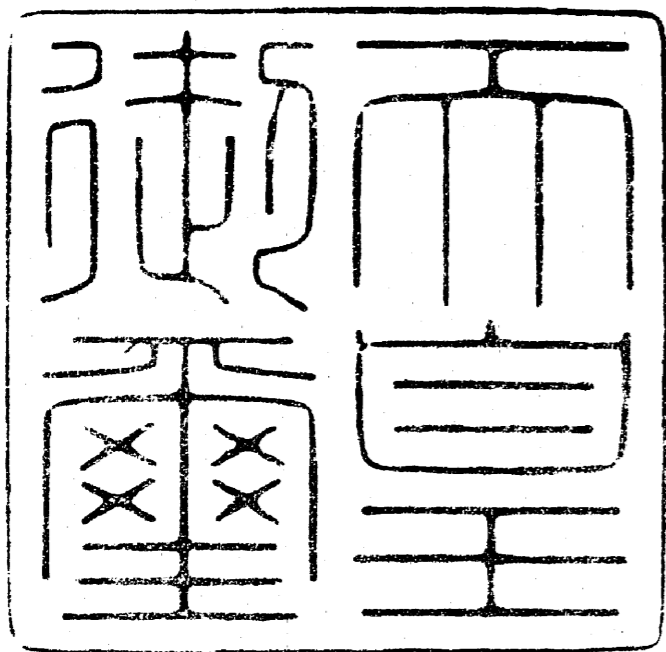


勅令第三十號

朕運輸通信部内臨時職員設置制
中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

裕仁



昭和十九年一月十四日
 内閣總理大臣 東條英機
 運輸通信大臣 八田嘉明

第三十號

- 第一條 第二號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第二條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第三條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第四條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第五條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第六條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第七條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第八條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第九條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。
- 第十條 第一號中「運輸通信大臣」を「運輸大臣」と改む。

本令は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において随時附則を設け得る。